

令和6年4月5日

保護者様

磐田市立福田中学校長 原田 修

安心して学べる環境づくりのために

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本校では、どの生徒も安心して学校生活を送るため、下記のような基準を設定しています。

つきましては、皆様に本校の指導に対する御理解を賜り、御家庭においてはお子様の姿を見守りいただき、学校と共にお子様の規範意識や判断力の向上を図ることができるよう御協力をお願いいたします。

記

- 1 いじめや問題行動等に対して、職員がきめ細かな対応をします。生徒に指導した場合は、内容等について、保護者の皆様にも電話や家庭訪問等で指導内容についてお伝えします。
- 2 以下のような重大な問題行動等については、原則、保護者に来校していただき、状況を説明した後、下校し自宅学習となります。
その後、改めて保護者と直接面談し、改善に向けての話合いを行い、別室指導や自宅学習等、その生徒の状況に応じた対応を行います。

[重大な問題行動の例]

- 教師や生徒に対する威嚇行為、暴力行為、暴言
- 金品の窃盗・強奪
- 飲酒・喫煙
- 故意の器物破損
- いじめ行為
- 極端な異装・異髪・眉剃り
- 授業妨害・授業放棄

なお、犯罪の可能性がある場合は、学校長の判断で教育委員会や警察に連絡・通報し、協力を得て対応します。

- 3 2の指導後に改善が見られなかったり、学校の秩序を著しく乱すことを繰り返したりする行為に対しては、他生徒の教育を受ける権利を保障するため、「磐田市立小中学校児童生徒の出席停止命令の手續等に関する規則」に基づき、教育委員会と相談の上で、出席停止の手續きを行う可能性があります。
- 4 授業に参加せず、かつ教師の指導に従わずに他生徒に迷惑をかける行為については、学校として許されない行為であり、関係機関と連絡を取って対応します。
- 5 近年、SNSに関わるトラブルが増大しています。SNSトラブルが原因で学校を欠席してしまったというケースも多々見られます。携帯電話・スマートフォンの使用や SNS等の利用に関しては、各家庭の責任において管理・指導をお願いします。
- 6 お子様の学校生活について気になる点や心配な点がありましたら、担当まで御連絡をお願いします。

担当 生徒指導主事
(鈴木 博久)
電話 55-2101